

2012年1月26日

学生の皆さんへ

学生部長 片山 直登

## 「携帯電話契約詐欺」に注意

「自分名義の携帯電話を契約して、その携帯電話を他人に譲渡する」というアルバイトに誘われて、後日、高額な電話料金を請求されるという「携帯電話契約詐欺」に、本学の学生が巻き込まれるケースが発生しています。

また、外国人登録証明書や健康保険証などの身分証明証を他人に貸して、知らないうちに携帯電話を契約されるケースも発生しています。

これらは、携帯電話を国際電話に使用したり、転売したり、振込詐欺へ使用したりするための詐欺です。電話会社から高額な電話料金や解約料を請求された場合は、原則としてあなた本人が支払う義務があるうえ、あなた自身が携帯電話不正利用防止法違反や身分証の不正使用の罪に問われる可能性があります。

学生の皆さんは、次の事項を遵守してください。

1. 自分で使用しない携帯電話を契約してはいけません。
2. 外国人登録証明書や健康保険証などの身分証明証を、他人に貸してはいけません。
3. 他人を勧誘するなど携帯電話契約詐欺に加担した場合には、退学などの重い懲戒処分となることがあります。十分注意してください。
4. 身に覚えのない携帯電話の請求書が届いたら、学生生活課・学務課・国際交流課に相談するか、最寄りの消費生活相談センターに相談してください。

以上